

比し高い。

関心度の項目では、独が日本より高い。しかし「関心なし」の回答は、逆に独より日本の方が少なくなっている。但し「どちら共」の回答は日本の方が圧倒的に多く、この結果から推察すると、この仮説は成立し難いと考える。

仮説3 内容についての知識は独に比し高くない。

設問の各項目に対する日本の回答の中で、肯定、否定とは違う「聞いたことあり」や「どちら共」の消極的回答が多い。本保険の知識、関心等についての設問、①知識、②関心、③必要度、④活用期待度において、全て、「どちら共」の意見が一番多い。これは、未だ本保険が未実施の我が国では確たる回答が出来ないことを表わしているが、本保険に対する知識が不足していることをも示している。又、後の自由記述の中で、回答者の勉強不足を述べている人が一番多かったことでも分かる。仮説は成立する。

仮説4 独国民はその内容について不満を持っている。

改正の要ありやの設問で43.8%の人が「改正の要あり」と答えている。この項目では一番多い。「必要ない」の意見もあるが、未だ改正していかなければならないと考えている人が独にては、かなりいるということである。又、自由記述を回答した人の意見では、否定的意見が多いことでもこのことを示している。仮説は成立する。

仮説5 その不満は①要介護認定、②介護サービス内容、③保険料に対してである。

このことは、改正の必要点を聞いた時の回答で判る。

即ち、①認定方法について、21.1%、②サービス内容、7%、③保険料、7%と明確に意思表示がされている。よって本仮説は成立する。

7 両国国民の意識の差についての検討

本調査で設問に回答された意見から見れば、各設問に対する両国国民の意見は色々な点で相違が

出てきている。しかしながら、その相違点をさらに検討してみると、細かな点では、勿論相違点は明確に存在するけれども、それは、社会的背景の違いや、国民性の違いというよりも、本保険が導入された歴史の違い、即ち既に導入された独と、やっと昨年末に法案成立を見た日本との時系列的な違いに基本的には逢着すると思われる。

このことを回答に基づきさらに探って見よう。

① 本保険についての知識、関心等についての設問から見ると、保険の知名度の設問に対しては、独が圧倒的に高い。日本も「知っている」と「聞いたことがある」を合計すると過半数になるが、この差は明らかに、導入された国と未導入の国との差を示している。このことは年齢的にみると、独の数字に近づいて来る。又、性別では、特に日本において、女性の知識が独に比し落ちるのが読み取れる。

関心度、及び、必要度の設問でも同様である。特に本保険実施後の独においては、「必要あり」の回答が、全体で80%を超えている。これは独の介護保険の実状を書いた最近の著作や、マスコミの論調とも大きく違う。これは奈辺に問題があるのだろうか。

② 本保険に対する要望や希望点では、日と独を設問で分けているために、単純に同一比較は出来ないが、改正の必要点や、その内容については、日本でも同じ傾向が出て来るものと考えられる。

A 即ち、独の現在の本保険の内容の中で、介護度の認定方法や、供給されるサービスの内容や、保険料についての改正の必要点は同様の順位で不満点として表出されるようである。

B 日本のみに設問した本保険の支払い時期や、給付時期については、日本の本保険の原案と独の現在実施中のものと違う為に同一比較は出来ない。

C 独の保険料や、給付形態についての意見も、日本の原案と違うために聞いていない。しかし、保険料については、「適正である」が、「高額である」を小差ではあるが凌駕している。(本稿では、紙数の関係で結果は割愛した。)また、給付形態では、「今の